9月10日~16日は自殺予防週間です。「児童生徒の自殺予防に係る取組について」 (令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知)等を踏まえ、引き続き、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いします。

> 5 初児生第 12 号 令和5年8月 16 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長 各指定都市教育委員会指導事務主管課長 各都道府県私立学校主管課長 附属学校を置く各国立大学法人担当課長 附属学校を置く各公立大学法人担当課長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長 各国公私立 英担 当 課 長 各国公私立高等専門学校担当課長 各都道府県專修学校各種学校主管課長 各都道府県教育委員会專修学校各種学校主管課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 伊藤 史 恵

文部科学省高等教育局学生支援課長 吉田光成

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 石 橋 晶

令和5年度「自殺予防週間」の実施について(通知)

令和5年7月10日付け参自発0710第1号により厚生労働省から依頼のあった、「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)」(別添1)についてお知らせします。

「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号)第7条第2項において、9月 10日から9月 16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、

同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いします。

また、18 歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があること等を踏まえ、今般、児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを掲載いたしましたので、別添2のとおりお知らせいたします。

なお、厚生労働省において、自殺予防週間の広報ポスター及びリーフレットを 作成しておりますので、適宜御活用いただきますようお願いいたします(別添3 及び別添4)。

所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じてGIGA スクール構想で整備する1人1台端末等も活用しながら、児童生徒等に対しても大臣メッセージや相談窓口PR動画等が周知されるようお願いいたします。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校(以下「大学等」という。)におかれては、各大学等のホームページや SNS を活用するなど、一人一人に情報が行き渡る手段を確保しつつ、各種相談窓口や相談方法に係る情報等と併せて、在籍する学生等に対して周知されるようお願いいたします。

なお、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知)において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところであり、同通知では新たに、1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムを整理するとともに、Googleフォーム又はMicrosoft Forms を活用して同様のアンケートフォームを作成するためのマニュアルを作成しておりますので、同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

ついては、このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の

学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただきますよう御指導をお願いします。

【添付資料】

・別添1:「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)」(令和5年7月10日付け参自発0710第1号厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)通知)

・別添2:児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm



・別添3:令和5年度「自殺予防週間」広報ポスター

・別添4:令和5年度「自殺予防週間」リーフレット

※なお、厚生労働省において、相談窓口「まもろうよこころ」を周知 する動画を新たに作成しておりますので、御参照下さい。

https://youtu.be/X8Agiprw5-E

【参考資料】

○「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令和5年7月10日付け5初児 生第4号児童生徒課長通知)

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/seitoshidou/1414737 00006.htm

【本件担当】

<児童生徒の自殺予防に関すること> 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電 話:03-5253-4111 (内線:3298)

E -mail: s-sidou@mext.go.jp

<大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関すること>

高等教育局学生支援課厚生係

電 話:03-5253-4111 (内線:2522)

E-mail: gakushi@mext.go.jp

<専修学校・各種学校における自殺予防に関すること> 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電 話:03-5253-4111 (内線:2915)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

参 自 発 0710 第 1 号 令 和 5 年 7 年 10 日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)

令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号) 第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)において、<u>自殺予防</u>週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休 <u>暇明け前後には10代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休</u> 暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

ついては、貴府省庁におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業 等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自 殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記 についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、

<u>自殺予防週間を迎える前(8月中)から掲示いただくことが効果的と考えるので、</u> 準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましても協力をお願い致します。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和5年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月18日(火)までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で 取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定して います。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)
- (2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記(1) と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します取組事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

(3)複数の出先機関(関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様)等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺予防週間における全国一斉相談会

概 要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

(実施箇所:全国 47 箇所の地方■■局)

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話:03-5253-1111 (内線 2837) 担当者:宮本、<u>椎野、若松、井上</u> E-mail:jisatsutaisaku@mhlw.go.jp



小学生のみなさんへ ~ 不安や悩みがあったら話してみよう ~

もうすぐ夏休みが終わりますが、みなさんはどんな気持ちでしょう か。学校で久しぶりに友達と話をしたり、みんなで勉強したりできる のが楽しみな人もいれば、もしかすると、いつもの生活や学校生活に困 とや嫌なことがある人、学校が始まることが不安な人もいるかも しれません。

みなさんだけではなく、だれにでも不安やなやみはあるものです。 ぶまん 不安やなやみがあるときは、一人でかかえこまず、家族や先生、学校の スクールカウンセラー、友達など、しんらいできる人になやみを話して みませんか。

どうしても周りの人に話しづらいときには、電話やメール、ネットで をうだん 相談できる窓口もあります。人に相談することは決してはずかしいこと ではなく、生きていくうえでとても大切なことです。ためらわずにまず は相談してみましょう。以下で紹介している相談窓口では、いつでも あなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

もし、あなたの周りに元気がない友達がいたら、ぜひ積極的に声を かけて、しんらいできる大人につないであげてください。また、身近に 相談できる場所としてどんなところがあるのか調べてみましょう。

相談窓口のしょうかい動画

でんわ 電話やメール、ネットなどの相談窓口 (リンク先には警察、児童相談所などの相談窓口一覧もあります。)









https://youtu.be/CiZTk8vB26I

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

れいわ ねん がつ 令和5年8月 文部科学大臣 永岡 桂子



中学生・高校生のみなさんへ ~ 不安や悩みを話してみよう ~

もうすぐ夏休みが終わりますが、みなさんはどんな気持ちでしょう か。進路の問題で悩んだり、お父さん、お母さんなどご家族との関係、 あるいは友人関係などで、不安や悩みを抱えている人はいませんか。

みなさんだけでなく、誰にでも悩みや不安はあります。悩みや不安を 一人で抱え込まず、家族、先生、スクールカウンセラー、周りの友達な ど、信頼できる人にあなたの悩みを話してみませんか。話を聞いてもら うだけでも、心がすっと軽くなることもあります。

周りの人に相談しづらいときは、電話やメール、ネットで相談できる 窓口もあります。人に相談することは決して恥ずかしいことではなく、 生きていく上でとても大切なことです。以下で紹介している相談窓口で は、いつでもあなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

もし、あなたの周りに元気がない友達がいたら、積極的に声をかけ て、信頼できる大人につないでください。また、自分や友人が悩みや不 安を抱えた時に相談できる機関として身近なところにどのようなところ があるのか調べてみましょう。

相談窓口の紹介動画

電話やメール、ネット等の相談窓口

(リンク先には警察、児童相談所等の相談窓口一覧もあります。)











令和5年8月 文部科学大臣 永岡 桂子



学生等のみなさんへ

長期休業期間中から休業明けにかけて、自身の将来のキャリアや学業について、あるいは人間関係等について、悩んだり、不安を感じたりすることはありませんか。そんなときには、家族、友人、学校の教職員等、誰かにあなたの悩みを話してみてください。一人で悩んで解決しないことも、誰かに相談することで悩みの解消につながります。一人で悩みを抱え込みつづけないようにしてください。

各大学等にはみなさんの支えになるための相談窓口があります。また、各地域には電話や SNS などで相談できる窓口があります。身近な人には話しにくいことも、大学等や地域の窓口になら相談できるかもしれません。悩みや不安があるときは、ぜひ利用してみてください。以下で紹介している相談窓口では、いつでもあなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

また、あなたの周囲に元気がない人がいたら、ぜひ積極的に声をかけ てあげてください。あなたの声がけが、身近な人の悩みや不安を和らげ ることにつながります。

<参考:厚生労働省や各自治体の相談窓口>

- ○まもろうよこころ(電話相談・SNS 相談) https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/
- ○若者を支えるメンタルヘルスサイト https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html
- ○新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する 自治体相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 12255.html







令和5年8月 文部科学大臣 永岡 桂子



保護者や学校関係者等のみなさまへ

厚生労働省・警察庁の統計によると、令和4年における児童生徒の自殺者数は過去最多の 514 人となり、大変憂慮すべき状況にあります。特に高校生の男子生徒の自殺者数は、前年に比べて大きく増加しております。また、学生の自殺者数も増加傾向にあります。

長期休業明けには、児童生徒等の自殺者数が増加する傾向にあり、この時期には、不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられます。

保護者や学校関係者、地域のみなさまにおかれましては、以下のような児童生徒等の態度に現れる微妙なサインに注意を払っていただき、不安や悩みの声に耳を傾けて適切に受け止めていただくとともに、学校、家庭、地域、警察や医療機関などの関係機関等で緊密に連携し、不安や悩みを抱える児童生徒等が孤立することのないよう、地域全体で支援していただきますようお願いいたします。

(自殺直前のサインの例)

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ・成績が急に落ちる
- ・注意が集中できなくなる
- ・身だしなみを気にしなくなる
- ・健康管理や自己管理がおろそかになる
- ・不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える

電話やメール、ネット等の相談窓口

(リンク先には学校や警察、児童相談所等の相談窓口一覧もあります。)





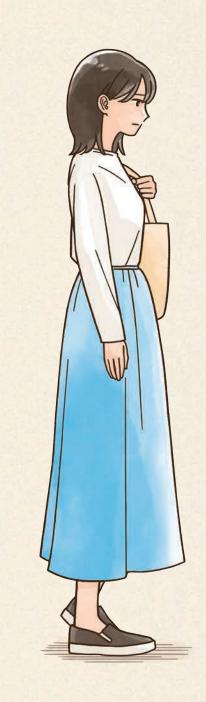
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

令和5年8月 文部科学大臣 永岡 桂子

大のらせてはいいいの505。

心がもやもやしたり、ざわついたら、 ひとりで悩まず伝えてほしい。





相談窓口はこちら 電話やSNSで相談ができます。 まもろうよこころ



検索





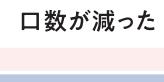


こんな不調や悩みを感じたら 相談してください





怒りやすくなった









相談先は裏面をご覧ください・





#いのちSOS(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)

77 0120-061-338

月・木・金 〇時~24時(24時間) 火~水/土~日 6時~24時

よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

7 0120-279-338 (24時間)

いのちの電話(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

77 0120-783-556

毎日 16時~21時 毎月10日 8時~翌日8時(24時間)

7 0570-783-556

毎日 10時~22時

こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

7 0570-064-556

相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

SNSでの相談は

まもろうよこころ

検索

